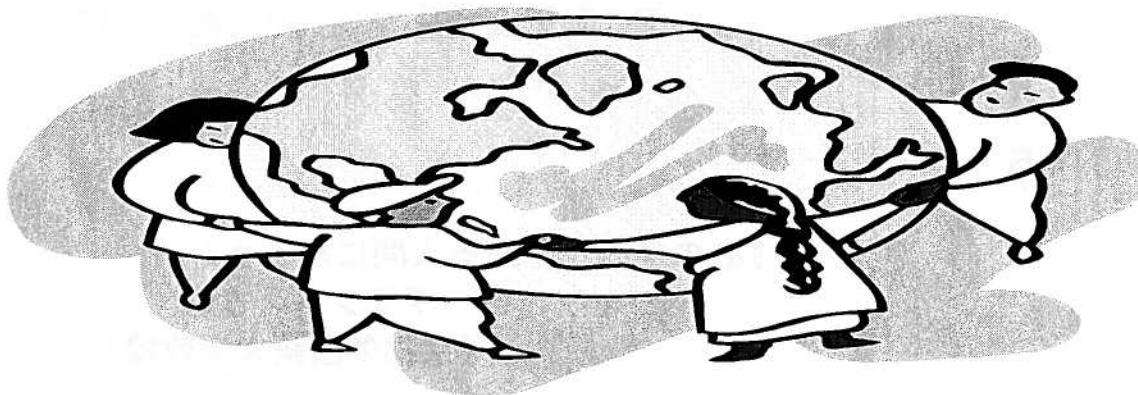


差別をなくす町民集会

～人権と平和の21世紀をめざし～



記念講演

『心の痛みが分かる人間になろう』

講師：ジェフ・バーグランド さん(大学教授)

日 時 2011年7月12日(火)午後1時30分～

場 所 王寺町やわらぎ会館 4階イベントホール

王寺町

王寺町人権教育推進協議会

一 次 第 一

13:30 開 会

主催者あいさつ

王寺町長 保井伸介

関係機関団体代表あいさつ

王寺町議会議長 小泉 強

13:45 講 演

『心の痛みが分かる人間になろう』

ジェフ・バーグランド さん

(京都外国語大学教授)

15:00 閉 会

閉会あいさつ

王寺町人権教育推進協議会

会長 川辺省二

何 → 人々

Observe 観察

・20世紀末

Borrow 借りる。(理解する) 、 海外で500km

Integrate 結合する。

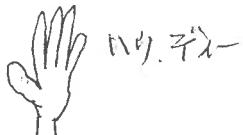
・歴史と伝統、U.S. & Jap.

~~~~~ ① 例題、「おは」の文化

② 祖國鄰邦 …おはなを教えるのは、どうですか?

解説

男の人は歓喜する。男は純朴。



同心圓想。(車椅子の人たちが、見下すもの)

日本、靴をぬぐ文化。脱衣文化。 些々

# ジェフ・バーグランド

(Jeff Berglund)

\*京都外国語大学・大学院 外国語学部 英米語学科 教授



1949年4月6日 アメリカ合衆国南ダコタ州生まれ。

1966年 ミネソタ州カールトン大学に入学、宗教学を専攻。

1969年 6月～12月 同志社大学に留学。

1970年 カールトン大学卒業。9月から同志社高校に就職。

1992年 大手前女子学園教授に就任。

1998年 帝塚山学院大学人間文化学部教授に就任

2008年 京都外国語大学教授に就任、現在に至る。

バーグランド夫人（同志社高校英語科講師）との間に3人の息子がいる。趣味は尺八、囲碁、少林寺拳法など様々。京都在住41年。現在は、江戸時代後期に建てられた町家に暮らす。

日本人以上に日本の文化を愛する一人でもある。執筆も多数。

97才年

## ■現在の出演番組

NHK教育テレビ『きらっといきる』司会 (金) 19:00～19:29

NHKワールド『Destination KANSAI』司会 金曜日 8:30～9:00

KBS京都テレビ『羽田美智子の京都専科』ナレーション 月曜日 20:55 21:20

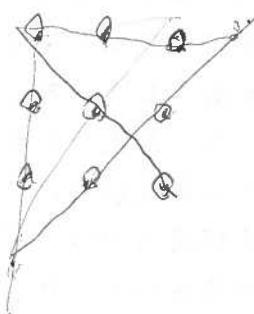
## ■主な著作

『古都殺人まんだら』 [光文社]

『A Bridge to Understanding (高見山物語)』 [中央図書] 他英語教材多数

『日本から文化力～異文化コミュニケーションのすすめ～』 [現代書館]

『別世界』 というカルチャー～人権ニュース～ (電通社内向)



## 主な講演テーマ

1. あってはいけない違い、なくてはならない違い  
～次世代につなぐ人権のバトン～
2. ジェフの異文化コミュニケーション論～認め合うことから～
3. OH! 家族
4. ひととひとと男と女は互いに認めあうことから
5. まちの魅力
6. 美しき水と緑を守るために
7. 心の痛みが分かる人間になろう

## 差別をなくす町民集会 知事メッセージ

3月11日に発生した東日本大震災により被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、「差別をなくす町民集会」が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、日ごろから、あらゆる差別をなくす取り組みへのご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

七月を「差別をなくす強調月間」とする本県の取り組みも、今年で38年目を迎えました。この間、国連を中心として人権確立の気運が国際社会全体に高まりを見せる中、国内においても、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定や人権に関する法的整備などが進められてきました。

しかしながら、未だに人権を無視した事件・事象が報じられない日はありません。ネット上の人権侵害をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者など社会的弱者への暴力や虐待が目立ちます。

県におきましては、すべての人びとが個性や能力を十分に發揮でき、相互の信頼を基にした活動が活発に行われ、共に助け合い、支えあう暮らしが營まれるといった、県民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりをめざしております。

その実現に向けて、「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、国や市町村及び関係団体、ボランティア・NPO等との連携・協働を図りながら、人権尊重の精神が当たり前の価値として根付く「豊かな人権文化の創造」をめざし、人権施策の推進に取り組んでいるところです。

皆様方におかれましても、改めて人権を自分の問題として捉え直し、さまざまな人権問題について理解を深めていただき、住みよい豊かな社会づくりのため、より一層のご協力をお願いいたします。

おわりに、本日の集会が所期の目的を達成され、多くの成果を上げられますよう祈念申し上げ、あいさつといたします。

平成23年7月12日

奈良県知事 荒井正吾

# 王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例

## (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有及び法の下の平等を保障している日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための町及び町民の責務並びに町の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり、必要な施策を推進するとともに、町民の人権意識の高揚を図るものとする。

## (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により町が実施する施策に協力するとともに、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

## (町の施策の推進)

第4条 町は、部落差別等のあらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上等必要な施策を計画的に推進するものとする。

## (啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の取り組みとその充実に努めるものとする。

## (実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1994年（平成6年）12月22日

# 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

## (県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1997年（平成9年）3月27日公布